海面漁業権における漁業法第90条に基づく

資源管理の状況等の報告要領

　　　農林水産局水産課

令和３年12月13日

１　目的

漁業権漁業における「資源管理の状況」及び「漁場の活用の状況」を把握するため，漁業法第90条第1項の規定による「資源管理の状況等の報告」（以下「報告」という）について必要な事項を定める。

２　報告方法（知事が定める方法及び日）

漁業権者及び入漁権者は，毎年1回以上，漁業権及び入漁権ごとに，その内容たる漁業における資源管理の状況，漁場の活用の状況，その他必要な事項の調査を実施し，その結果を別紙報告様式により，報告対象期間の翌年４月末日までに，管轄する農林水産事務所水産主務課へ報告する。

報告様式第1号，第2号については各漁業権者及び入漁権者が，様式第2-1～2-3号については代表漁業権者（単独の漁業権の場合は漁業権者）が記載する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 漁業権の種類 | 報告対象期間 | 報告様式 | 備考 |
| 共同漁業権（第1種～第4種） | 1月～12月 | 様式第１号 |  |
| 区画漁業権（第１種～第３種） | 様式第２号，  様式第2-1～2-3号 |  |
| 個別漁業権としての区画漁業権 | 様式第３号 |  |

３　その他

（１）提出された書類は，農林水産事務所水産主務課がとりまとめ，報告対象期間の翌年５月末日までに農林水産局水産課へ報告する。

（２）（１）の報告については，１年に１回以上，知事がこれに意見を付して，海区漁業調整委員会へ報告する。

（３）報告された内容については，国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため，必要に応じて国及び都道府県等の関係機関へ提供することがある。